



令和2年3月3日

報道関係者各位

**新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う****労働関係の電話相談ホットラインの開設について**

このたびの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた中小企業経営者や労働者の方々の労働関係の相談に応じるため、福島県と福島県社会保険労務士会が締結した「大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書」（平成28年8月18日締結）に基づき、福島県社会保険労務士会内に災害対策本部を設置し、電話相談窓口を開設しました。

## 記

## 1 専用電話番号及び受付時間等

電話番号 024-526-2270

受付時間等 月曜日から金曜日（祝日を除く）

午前9時から午後4時まで

受付期間 令和2年3月3日（火）から当面の間

## 2 対象者

中小企業経営者、労働者等

## 3 受け付ける相談内容

- ・雇用調整助成金等の各種助成金に関する相談
- ・有給休暇及び休業手当、休業に関する相談
- ・新型コロナウイルス感染症における新たな助成金制度に関する相談 など

&lt;本件に関するお問合せ先&gt;

福島県社会保険労務士会 担当：丹治

TEL：024-535-4430 FAX:024-534-5432

E-Mail：fss-iryouroumukanri@hyper.ocn.ne.jp